平成２１年（フ）第９４１１号
大阪市都島区内代町３丁目10番40号　ホワイトハイツ203号
債務者　新城グレースクラベロこと　シンジョウ　グレース　クラベロ
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７４号
静岡県浜松市中区葵西５丁目１番31号
債務者　坂本　文子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６０３号
静岡県袋井市浅羽2260番地の１　エトワール201号室、前住所静岡県袋井市方丈３丁目４番地の13　角ヶ谷コーポＣ　102
債務者　市倉　敬年
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
長野県佐久市布施5313番地16
債務者　竹花　義男
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１５５号
島根県出雲市大津町1569番地12
債務者　青山　榮一
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２０年（フ）第１１０２号
岡山県玉野市用吉1734番地７
債務者　加藤　千晃
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８１５号
岡山市北区平野655―51、住民票上の住所岡山市北区門前438番地62
債務者　竹内　信之
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８６４号
岡山市南区妹尾1004番地３
債務者　沖嶋　健太
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９４３号
岡山市北区今１丁目１番１号　グランデュール今２号館501号
債務者　佐藤　清隆
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０５３号
神奈川県大和市中央林間３丁目12番10号　中林コーポ202
債務者　田中壽々子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１１５号
横浜市戸塚区深谷町1661番地26
債務者　安達　千惠
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１６２号
横浜市港北区新羽町551番地　プリマベーラ207号
債務者　菊地　鉄平
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１８５号
横浜市旭区笹野台３丁目３番14号
債務者　舘岡　良明
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２２８号
横浜市港北区篠原北１丁目17番22号　シィスメゾンモリエ102号
債務者　本多美由紀
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１５１号
神奈川県大和市林間１丁目15番20号　瀬沼荘202号
債務者　和田　有美
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０５号
秋田県横手市増田町狙半内字中村140番地２
債務者　加瀬谷君子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部